

公的年金等を受給されている方へ

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※ 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

※ この場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

お問い合わせ 佐渡税務署 個人課税部門 ☎74-3276 (自動音声案内「2」を選択)

所得税・贈与税の確定申告は e-Tax (イータックス) をご利用ください

e-Taxのメリット (所得税の申告)

◆国税庁ホームページから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxで送信できます。

◆最高3,000円の税額控除

平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高3,000円の控除が受けられます(平成23年分以前に同控除の適用を受けている方を除きます。)

◆添付書類を提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります。)

◆還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています。

◆24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間利用可能です(メンテナンス時間を除きます。)

<贈与税の申告もe-Tax>

平成24年分の申告から、「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxで送信できるようになりました。

<ご利用いただく前に>

電子証明書の取得(手数料が必要です)やICカードリーダーライタの購入が必要です。なお、電子証明書をすでに取得されている方は、証明書の有効期限切れにご注意ください。



○もっと詳しい情報はe-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp へ

○e-Taxの操作に関するお問い合わせは e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901 へ

お問い合わせ 佐渡税務署 個人課税部門
☎74-3276 (自動音声案内「2」を選択)

国税の電子申告等の際には 公的個人認証サービスの電子証明書の 取得が必要です!

公的個人認証サービスを利用すると、ご自宅などのパソコンからさまざまな行政手続きを行うことができます。

◆利用できる主な手続き

国税に関する電子申告(e-Tax)など

◆利用方法

サービスの利用には、電子証明書の発行を受ける必要があります。

電子証明書の有効期間は登録から3年間です。(ただし、住所・氏名などに変更があった場合は、その時点で失効します。)

◆電子証明書の申請方法

○申請に必要なもの

①住民基本台帳カード(お持ちでない場合は同時に申請可能です。)

②顔写真付き公的身分証明書 1点

(運転免許証、顔写真付き住民基本台帳カードなど)

※有効期限内のものに限ります。

※上記の身分証明書をお持ちでない場合は、健康保険証、介護保険証、年金手帳など本人確認ができる書類を2点提示してください。なお、この場合の電子証明書の発行は申請日の翌日以降になります。

③手数料 500円

○発行にかかる時間の目安

約20分(住民基本台帳カード発行に約10分、電子証明書発行に約10分)

◆申請窓口・時間

本庁市民生活課戸籍係(本庁舎1階)

午前8時30分から午後5時まで

※土日祝日・年末年始の休業日を除きます。

◆注意事項

・電子申請の利用には、ICカードリーダーライタの購入等の準備が必要です。

事前に公的個人認証サービスポータルサイト

(<http://www.jpki.go.jp/>)でご確認ください。

・申告の時期は大変混み合い、発行までに時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ

市役所 市民生活課 戸籍係 ☎63-5112

